基礎法務研修(新採用職員) ~ 法に明るい職員をめざして ~ 法の解釈適用、条例・規則・要綱の使い分け、財産管理・指定管理、債権管理などの自治体法務における主な項目について、 \blacksquare 的 新採用職員向けに平易に解説し、参加者の基礎的な法務能力の向上を図る。 講師著「自治体法務の基礎と実践」を用いて、法律や条例等を使いこなすために基礎となる「法的な考え方」を身に付ける。 内 容 第1組:令和5年11月13日(月) 実施年月日 定 員 各組 120名 第2組: 令和5年11月14日(火) 対 象 者 新規採用された職員 実施 場所 大分県自治人材育成センター 推薦期限 令和5年9月15日(金) 《第 12 回》 経費内訳 内訳表1 その他留意事項 指定ホテル 【 北九州政策法務自主研究会(北九州市職員) 森 幸二 (もり こうじ) 氏 】 北九州市職員。政策法務、公平審査担当、議員立法案を歴任。 2004年から、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人。北九州市、熊本市、中津市などで定例の研究 会を開催。九州各県を中心に多くの自治体で職員・議員の法務研修講師(地方自治研究機構、全国町村会など)。

『自治体法務の基礎から学ぶ 指定管理者制度の実務』 (ぎょうせい) ・法律を解釈するということは、ただ日本語を読み、その意味を理解するということではなく、それがどのような目的をもって作られたかを考えることであると学んだ。

この研修を受講するまでは、法律や条例を文字通りに読んで理解することが正しいと思っていたが、実際は条例等に書かれていることは、目的を踏まえて解釈する必要があることを学ぶことができた。今後根拠を探す際は研修で学んだことを活用したい。

受講者の声

研修講師

(プロフィール)

<主な著書>

・法律への理解を深め、市民の方々に杓子定規な対応にならないようにしていきたい。

他に、条例制定支援、法務相談、自治体法務に関する執筆を行う。

『1万人が愛したはじめての自治体法務テキスト』 (第一法規)

『自治体法務の基礎と実践』(ぎょうせい)

- ・試験勉強で法律を勉強した時には、法律を丸覚えすることしかできなかったが、今回法を解釈することを学んだため、文章が理解しやすくなった。
- ・今後は、マニュアルだけでなく、もととなる法律・条例を確認して業務に携わりたいです。

備考

時間割											
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:	:00	14:00	15:00	16:00		17:00
1 8	850 20 3 オリエンテーション	 1. 入門編 ・○○法や×× 		方)	昼食	・委託。 ・財産 ・債権	編 組織のしくみ と補助のしくみ 管理・指定管理者 管理のしくみ Dための法務とに		15	閉講	